

学生の持ち込みパソコンの教育活用（BYOD）における
パソコン貸与支援について

令和3年度から実施する、学生の持ち込みパソコンの教育活用について、経済的事情を有する方に対し、パソコンの貸与による支援を行います。

1 貸与対象者

学部新生で、日本学生支援機構給付奨学金採用候補者【第1区分】又は【第2区分】である学生のうち入学時までにパソコンの購入が困難な者

2 貸与期間

原則入学年度の1年間を限度とします。

3 申請手続きについて

- ① 貸与を希望する学生は、日本学生支援機構給付奨学金採用候補者決定通知書【第1区分】又は【第2区分】の写しとともに、別紙貸与申請書兼借用書を総合研究棟2階教学支援部学生支援課学生支援グループへ提出してください。
- ② 学生支援グループから許可・不許可の連絡をします。
- ③ 貸与許可者へは、学生支援グループから確認済みの貸与申請書兼借用書を交付します。
- ④ 貸与許可者は、同貸与申請書兼借用書を情報メディア館1階情報システム課管理運用グループへ提出し、パソコンの貸与を受けてください。

※貸与できるパソコンの数には、限りがあります。申込者多数の場合には、希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

令和 3 年 2 月
山 梨 大 学

【担当】
教学支援部学生支援課
学生支援担当
TEL；055-220-8052